身体障害者診断書・意見書(ぼうこう又は直腸機能障害用)

総括表

1,6.1							
氏	名		年	月	日生	男	·女
住	所						
1	障害名(部位を明記)						
2	原因となった 疾病・外傷名		通、労災、 病、先天性			易、戦災、)	自然災害
3	疾病・外傷発生年月日 年	月 日	・場所	ŕ			
4	参考となる経過・現症(エックス線写	真及び検査所見	見を含む。)			
	障害固定	定又は障害確定	(推定)		年	月	日
5	総合所見						
		 ← 軽度化による (再認定の時		定		不要 月後)	
6	その他参考となる合併症状						
;	記のとおり診断する。併せて以下の意見 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地	 見を付す。					
i	診療担当科名 科	医師氏名					
	本障害者福祉法第15条第3項の意見「 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に ・該当する (級村 ・該当しない		こついても)参考意	見を記入		
注意	1 障害名には現在起こっている障害、 障害等を記入し、原因となった疾病に 因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、次ペー	は、角膜混濁、タ 。	先天性難聴	、脳卒中	7、僧帽3	弁狭窄等	原

[記入上の注意]

- ・「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を併せ持つ場合には、それぞれについて記載すること。
- ・1から3までの各障害及び障害程度の等級の欄には、該当する項目の□に✓を入れ、 必要事項を記載すること。
- ・障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能を持ち、**永久的 に造設されるもの**に限る。

に宜設されるものに限る。	
1 ぼうこう機能障害	
□ 尿路変向(更)のストマ (1)種類・術式 ・種類 □腎瘻 □腎盂瘻 □尿管瘻 □ぼうこう瘻 □ 回腸(結腸)導管 □ その他[]	(2)ストマにおける排尿処理の状態・長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について□ 有(ストマ周辺の皮膚のびらん、変形等を記述・図示すること。)
・術式[・手術日[年月日](ストマ及びびらんの部位等を図示)	□ 無※「ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態」による上位等級の認定は、ストマ造設後6か月を経過していることが要件となります。
□ 高度の排尿機能障害 ※ 先天性疾患(先天性	生鎖肛を除く。)による場合を除き、手術後6か月を経過
していることが認定関	要件となります。
(1)原因□ 神経障害□ 先天性[](例:二分脊椎)□ 直腸の手術	(2)排尿機能障害の状態・対応□ カテーテルの常時留置□ 自己導尿の常時施行□ 完全尿失禁 (カテーテルの常時留置又は)自己導尿の常時施行が必要だが、何らかの理由でこれらの対応がとれない
・術式[ため、結果として生じたもの)
・手術日[年 月 日]□ 自然排尿型代用ぼうこう・術式[]・手術日[年 月 日]	こ その他()

2 直腸機能障害	
□ 腸管のストマ (1)種類・術式 □ 空腸・回腸ストマ ・種類 □ 上行・横行結腸ストマ □ 下行・S状結腸ストマ □ その他[] ・術式[] ・手術日[年 月 日]	 (2) ストマにおける排便処理の状態 ・長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について □ 有(ストマ周辺の皮膚のびらん、変形等を記述・図示すること。)
(ストマ及びびらんの部位等を図示)	□ 無 ※ 「ストマにおける排便処理が著しく困難な状態」による上位等級の認定は、ストマ造設後6 か月を経過していることが要件となります。
□治癒困難な腸瘻 (1) 原因 □ 放射線障害疾患名[□ その他疾患名[□] (2) 瘻孔の数[個]	 (3) 腸瘻からの腸内容のもれの状態 大部分 一部分 (4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態 軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示すること。) その他

(1) 原因 (2) 排便機能障害の状態・対応	□ 高度の排便機能障害		先天性鎖肛を除く。)による場合を除き、手術後 いることが認定要件となります。
(1級に該当する障害) □ 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せ持ち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの □ 腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの □ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態があるもの □ 尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの □ 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの (3級に該当する障害) □ 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せ持つもの □ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持つもの □ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持つもの □ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持つもの □ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持つもの □ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持つもの □ 尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの □ 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの □ 高度の排尿機能障害があるもの □ 治癒困難な腸瘻があるもの	□ 先天性疾患に起因する [(例:二分替 □その他 □ 先天性鎖肛に対する 手術日[年 □ 小腸肛門吻合術] (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	□ 完全便失禁□ 軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある。□ 週に2回以上の定期的な用手摘便が必要
□ 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せ持ち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの □ 腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの □ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態があるもの □ 尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態があるもの □ 治癒困難な腸瘻があるもの □ 治癒困難な腸瘻があるもの □ 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せ持つもの □ 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せ持つもの □ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持つもの □ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持つもの □ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持つもの □ 尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの □ 尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの □ 高度の排尿機能障害があるもの □ 湯極困難な腸瘻があるもの	3 障害程度の等級		
	□	が、あくは、でに、では、では、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、	態があるもの おける排便処理が著しく困難な状態及び高な腸瘻を併せ持ち、かつ、ストマにおける排ではる腸内容の排泄処理が著しく困難な状態 ストマにおける排尿処理が著しく困難な状 おける腸内容の排泄処理が著しく困難な状 おける排便処理が著しく困難な状 を併せ持つもの おける排便処理が著しく困難な状態又は高 湯瘻を併せ持つもの ストマにおける排尿処理が著しく困難な状 おける腸内容の排泄処理が著しく困難な状 おける腸内容の排泄処理が著しく困難な状